

令和 7 年

行方市農業委員会

第 6 回総会会議録

(令和 7 年 6 月 2 5 日)

令和7年6月25日 行方市農業委員会第6回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第32号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第33号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第34号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第35号	現況証明願について
議案第36号	行方市農業振興地域整備計画変更に係る意見について
議案第37号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について
議案第38号	全国農業新聞「普及推進強調月間」における普及推進について
議案第39号	農業者年金加入推進について
議案第40号	農地パトロールについて
報告第26号	制限除外の異動届の受理について
報告第27号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について
報告第28号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第29号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第30号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

2 本日の出席委員

1 番 一 村 栄	2 番 豊 村 由 貴	3 番 大 原 一 美
4 番 野 口 浩	5 番 木 村 守	6 番 阿 部 力 男
7 番 飯 島 清	8 番 関 口 順 一	9 番 谷 田 川 栄
10 番 近 藤 芳 子	11 番 茂 木 孝	12 番 橋 本 清
13 番 横 瀬 忠 美	14 番 本 澤 政 雄	15 番 風 間 啓 次
16 番 小 沼 正 二	17 番 郡 司 正 彦	18 番 椎 名 勇
19 番 高 塚 利 英		

本日の出席推進委員

1 番 深 澤 泉	2 番 平 山 正	3 番 金 田 景 行
4 番 宮 寄 春 樹	5 番 箕 輪 澄 子	6 番 森 山 正 一
7 番 小 澤 信 一	8 番 山 崎 雄 一	9 番 一 條 克 之
10 番 小 嶋 得 男	11 番 横 田 俊 信	12 番 宇 井 勝 之
13 番 野 原 賢 一	14 番 川 島 隆 道	15 番 石 田 充 春
16 番 千ヶ崎 敏 男		

3 本日の欠席委員

なし

本日の欠席推進委員

なし

4 議事内容

事務局	(開会宣言)	午後 3時00分
	では、総会に先立ちまして椎名農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。	
会長	(会長挨拶)	
	それでは、一言ご挨拶を申し上げます。 本日はお忙しい中、第6回総会へ出席をいただき、ありがとうございます。 また、総会前のタブレット講習会ということで、大変お疲れさまでございました。 さて、梅雨に入りすぐに梅雨の中休みになり暑い日が続きました。今日は雨模様となっておりますが、週間予報を見ますと、週末に太平洋高気圧が強まり梅雨が明けるんじゃないかという予報があります。例年どおり7月20日頃に明けてほしいものでございます。 さて、替わりました小泉農相は、米の需給をじゃぶじゃぶにすると発言しております。今回、備蓄米20トンを追加放出すると発表、さらにSBS米が3万トンの輸入を前倒し、主食、外食に仕向けるそうです。あまりにも需給への影響が大きく、国産米の相場に影響するものであります。心配な発表でありました。 最後になりましたが、本日の議案の審議をお願い申し上げて、挨拶といたします。 よろしくお願いいたします。	
事務局	(議長の選出)	
	ありがとうございました。 それでは、議事に入っていきたいと思います。 その前に資料の閲覧の準備をお願いいたします。 それでは、議事日程に入ります。 議長につきましては、農業委員会規則第5条第1項によりまして椎名会長に議長としての議事進行をお願いいたします。	
議長	(委員の出席状況)	
	まず、出欠委員の報告です。ただいまの出席委員は19名、欠席委員はゼロ名ですので、定数に達しておりますので、令和7年行方市農業委員会第6回総会を開会いたします。	
議長	(会議録署名人の指名)	
	日程第1、会議録署名人の指名について、議長において次のように指名いたします。 3番大原一美委員 4番野口浩委員。	
	(書記の任命)	

議	長	次に、日程第２、総会書記の任命については、事務局の稲田事務局長補佐、荒井係長を任命します。
		(会期)
議	長	次に、日程第３、会期の決定であります、本総会の会期は、本日１日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、会期は本日１日といたします。
		(経過報告)
議	長	次に、日程第４、経過報告について、事務局より報告願います。
事	務	私から先月の総会以降の経過につきまして報告させていただきます。
局		まず、５月２８日でございます。県選出与党国会議員への要請集会及び全国農業委員会会長大会ということで、東京都参議院議員会館及び渋谷公会堂におきまして県選出与党国会議員への要請、また政策提案の決議等をしております。こちらのほう、会長と事務局で出席をしております。
		続きまして、６月２日でございます。茨城県いばらき農業委員会女性協議会第１回役員会ということで、近藤委員が出席し、第２１回の定例総会についての検討をしております。
		続きまして、６月１６日でございます。常設審議会の諮問ということで、前回の総会でかけました営農型太陽光発電の許可の方針につきまして諮問のほうをしております。こちらのほう、事務局で出席をしております。
		６月１７日でございます。農地部会及び農政部会ということで、北浦庁舎におきまして各部会員出席の下、農地パトロールについて、また国・県・市の農業施策に対する意見及び要望の集約を行ってございます。
		続きまして、６月１８日でございます。行方市認定農業者協議会総会におきまして、会長が出席をしております。こちらにつきましては、令和６年度の事業報告及び決算事業報告、令和７年度の事業報告及び予算について審議をしております。
		この場におきまして農業者年金のＰＲということパンフレットの配布をさせていただいております。
		６月２５日、本日でございます。タブレットの第２回研修会、現地確認のアプリの使い方につきまして研修をしておるところでございます。
		続きまして、６月２５日、第６回総会ということで、ただいま総会のほうは開会したところでございます。
		６月の経過報告につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。
		(議案の審議)
議	長	それでは、日程第５、議案の審議に入ります。
		(議案第３２号)

議	長	議案第32号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第32号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和7年6月25日提出、行方市農業委員会 椎名勇。 案件につきましては、第11項までとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。 なお、第1項から第11項におきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
議	長	1項ごとに審議いたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。
1 6 番		16番、小沼です。これは、椎名会長の案件でございます。第1項の調査報告をします。 調査には、農地委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。 譲受人は、行方市南在住75歳の農業の男性の方です。譲渡人は、行方市小高在住、61歳、無職の男性の方です。申請事由は、農業経営の規模を拡大し、経営の安定を図る、区分は、売買による所有権の移転です。2年前からこの土地を耕作しているそうです。自宅から1キロ、2分です。年間労働日数300日、農機具もそろっており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、許可相当ということでした。ここで質疑はありますか。 異議なし。（全員一致） それでは、異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。14番、本澤委員。
1 4 番		14番、本澤です。第2項の調査の結果についてご報告をいたします。 この調査には、近藤委員、小嶋、横田両推進委員さんの協力の下、調査をしてまいりました。 譲受人は、市内小貫在住、39歳、自営業の男性です。譲渡人は、石岡市在住、57歳、会社員の男性です。申請事由は、農業経営の規模拡大と安定を図るため、小貫地内の田畑合わせて5,780平米を売買による利用権の設定です。農業従事日数210日以上、農機具等もそろい、許可といたしたいと思いますが、申請事由には、田は原野であり、取得後の経営面積にも計上されておらず、田を確認したところまだ耕作できる状態でした。来年度より耕作する条件で許可と返答をしましたが、事務局でも許可書類等を受取したときには強く条件を提示していただきたいと思います。以上のような条件の下、来年から田は耕作するということを条件に許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はあり

		ませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議 1 6	長 番	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。 16番、小沼です。3項の調査結果をします。 この調査には、麻生及び太田地区の委員で調査してまいりました。 譲受人は、行方市麻生、縫製業法人の男性の方です。譲渡人は行方市麻生、会社役員、59歳の男性の方です。申請事由は、法人経営の安定を図るため。区分は、使用貸借になります。譲受人は、農業の参入を通じて地域の農業を励まし、法人の経営安定を図るため、行方市内に田畑6,682平米、これから大型農業機械も導入する予定のようです。調査の結果、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。質疑ありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議 1 4	長 番	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。14番、本澤委員。 14番、本澤です。第4項の調査結果について報告をいたします。 この調査にも、近藤委員、横田、小嶋両推進委員さんの協力の下、調査をしてまいりました。 譲受人は、市内小貫在住の63歳、農業の男性です。譲渡人も、市内小貫在住、89歳代の農業の男性です。2人の関係は、同居の親子です。申請自由として、譲渡人も高齢になり贈与になり、経営移譲し、所有権の移転です。大型ハウスによりオオバ栽培の専業農家であります。農業従事日数も年間280日、農機具等もそろい、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。
議	長	調査の結果は、年間労働日数280日、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑ありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議 4	長 番	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。4番、野口委員。 4番、野口です。第5項について調査報告いたします。 この調査は、椎名委員さん、推進委員箕輪さん、森山さんにご協力をいただきまし

		た。
		譲受人は、市内於下在住の農業兼会社員の４０歳の男性で、譲渡人は、神栖在住の無職、７３歳の男性です。申請事由は、農業経営の規模拡大を図るためです。２人の関係は叔父です。区分は、贈与による所有権の移転です。地目は田んぼで、２筆合わせて２，９６６平方メートル、場所は、自宅に隣接しており、作業従事日数も２００日と問題なく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は、自宅に隣接した田んぼであり、年間労働日数も２００日ということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、５項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、６項の調査員より調査の報告を求めます。１番、一村委員。
１	番	１番、一村です。第６項について報告いたします。
		この案件は、橋本委員さん、金田推進委員、宮寄推進委員の協力を得て行いました。
		譲受人の方は、四鹿在住の８０代の農業、男性の方、譲渡人も、四鹿在住、会社員の女性の方です。申請事由は、農業の規模拡大と経営の安定を図るためで、区分は、売買による所有権移転です。譲受人は、現在、主に水稻とサツマイモを耕作しており、農機具等もそろっています。今回取得しようとする土地は、家から歩いて５分以内のところであり、問題なく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。
議	長	調査の結果は、家から５分、そして農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、６項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、７項の調査員より調査の報告を求めます。１５番、風間委員。
１	５	１５番、風間です。７項の調査報告をします。
		今回の調査は、関口委員、飯島委員さん、推進委員の石田、千ヶ崎委員さんとともに調査してまいりました。
		譲受人は、小美玉市に在住、７０歳の女性です。譲渡人は、千葉県在住、６５歳の男性です。申請事由につきましては、受人が先月の申請で今回の申請の土地の隣に居宅、自己住宅を建てることにより、農地を取得して新規就農したいとのことです。必要な書類もそろい、許可相当と調査してまいりました。ご審議よろしくお願

議	長	いします。以上です。 調査の結果は、必要書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議 1 6	長 番	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。 16番、小沼です。8項の調査報告をします。 この調査は、麻生、太田地区の委員、4人で調査をしました。 譲受人は、行方市麻生、会社役員、54歳の農業の方です。譲渡人は、行方市四鹿、農業、76歳、男性の方です。申請事由は、新規就農のため、区分は、売買による所有権移転です。譲受人は、会社の隣の農地を取得してサツマイモを作ること、農機具はトラクター、軽トラックがありますが、サツマイモの機械がなく、親戚にやってもらったそうです。家から13分、場所は、杉平地区のゴルフコース付近になります。許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願います。
議	長	調査の結果は、新規就農、サツマイモを作る、調査の結果、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
議 8	長 番	次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。8番、関口委員。 8番、関口です。9項について調査を報告いたします。 この案件は、風間、飯島委員、石田、千ヶ崎推進委員の協力を得て、現地調査を行いました。 譲受人の方は、市内浜在住の57歳、会社員兼農業の男性です。現在、水稻とサツマイモを2,988平米作付しています。譲渡人の方は、市内八木蒔在住の81歳の男性です。申請事由は、農業経営を規模拡大し、経営の安定を図るためです。区分については、代物弁済による所有権移転となっております。農業従事日数も180日で、農機具もそろっており、申請地は自宅より約800メートルで車で約2分です。何の問題もなく、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、自宅より800メートル、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、９項は原案のとおり可決いたします。
議 4	長 番	次に、１０項の調査員より調査の報告を求めます。４番、野口委員。 ４番、野口です。第１０項について調査報告いたします。 この調査は、椎名委員さん、推進委員の箕輪さん、森山さんにご協力いただきました。 譲受人は、市内五町田在住の農業の６９歳の男性で、譲渡人は、市内麻生在住の農業、７０歳の男性です。申請事由は、農業経営を安定させるためです。区分は、売買による所有権の移転で、譲渡人は、賃貸から売却を考えたためです。地目は田んぼで、面積９１６平方メートル、場所は行方市船子、国道３５５号、旧道とのバイパスの分岐点より霞ヶ浦へ向かうところで、譲受人の自宅からも徒歩５分の距離です。農機具等もそろっており、問題なく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、１０項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、１１項の案件につきましては、議事参与の制限による関係委員は議事に参与することができないとされております。よって、関係委員の退席を求め、その間、暫時休憩といたします。 (休憩) 午後４時２２分～午後４時２４分
議 1 1	長 番	１１項の調査員より調査の報告を求めます。１１番、茂木委員。 １１番、茂木です。第３条１１項の調査報告をします。 調査には、小澤推進委員の協力の下、調査してまいりました。 受人は、行方市山田に在住する６６歳、男性です。現在、田畑１６万５９平方メートルをレンコン、水稻、ショウブを家族と研修生で営農しております。渡人は、行方市山田、９１歳、男性です。権利を移転する農地は、畑５１３平方メートルです。受人と渡人は親戚となります。渡人の子供たちは農地は要らないということでした。申請事由は、農業の経営の規模拡大と経営の安定を図るため、区分は、贈与による所有の権移転です。今回、権利を設定しようとする農地は、自宅から２分のところとです。農機具もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いします。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

		発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、１１項は原案のとおり可決いたします。 ここで、関係委員の入室を求め、その間、暫時休憩いたします。 (休憩) 午後４時２４分～午後４時２５分
議	長	再開いたします。 (議案第３３号)
議	長	議案第３３号 農地法第４条の規定による許可申請に対する転用許可についての件 を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第３３号 農地法第４条の規定による許可申請に対する転用許可について、下 記のとおり許可申請があったので提案する。令和７年６月２５日提出、行方市農業 委員長 椎名 勇。 案件につきましては、第３項までとなっております。事務局説明は、事前に配付し ておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議 1 5 番	長 5 番	１項の調査員より調査の報告を求めます。１５番、風間委員。 １５番、風間です。 今回の調査は、関口、飯島両委員さん、推進委員の石田、千ヶ崎さんとともに調査 してまいりました。 申請人は、市内芹沢地区在住、６３歳の男性です。申請事由は記載のとおりで、敷 地拡張と是正になります。場所は、自宅の隣です。必要な書類も添付されているた め、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上 です。
議	長	調査の結果は、必要書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はあり ませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、１項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、２項、３項は関連がありますので、一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。１６番、小沼委員。
1 6 番	1 6 番	１６番、小沼です。２項、３項を調査報告します。関連があるもので、一括で報告 をします。 この調査には、麻生、太田地区の委員４人で調査をしてまいりました。 ２項、３項とも、申請人は、行方市麻生、会社員、３４歳の男性の方です。申請事

		由は、2項は倉庫、3項は自宅進入路の是正です。転用理由は、昭和に年月日は不明ですが、自宅進入路と使用していました。是正すると申請となりました。場所は、新原地区内のこども園付近になります。始末書も添付しており、許可相当と調査をしまいいりました。皆様のご審議よろしくをお願いします。以上です。
議	長	調査の結果は、始末書等も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、2項、3項は原案のとおり可決いたします。
		（議案第34号）
議	長	議案第34号 農地法5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和7年6月25日提出、行方市農業委員長 椎名勇。
局		案件につきましては、第8項までとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議	長	1項ごとに審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。
1	6	16番、小沼です。1項の調査報告をします。
番		この調査には、麻生、太田地区委員4人で調査をしまいいりました。
		譲受人は、東京都新宿区、太陽光発電事業法人の方です。譲渡人は、行方市富田、92歳、無職の女性の方です。申請事由は、太陽光発電設置のためです。区分は、売買による所有権移転です。譲渡人は、農業を続ける人がおらず、土地を手放したいということです。場所は、麻生富田のレストランから東側になります。パネル153枚、パソコン10台、97.92キロワット、事業計画書、資金計画書、残高証明書、その他関係書類も整っており、許可相当と調査をしまいいりました。皆様のご審議よろしくをお願いします。
議	長	調査の結果は、関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。13番、横瀬委員。
1	3	第2項の調査報告をします。
番		

		この件につきましては、茂木委員、小澤推進委員とともに調査してまいりました。受人は、太陽光発電設備事業を営する東京都新宿区にある会社の代表です。渡人は、行方市山田在住、70歳代の無職の男性です。昨年、契約をしたものです。申請事由は、記載のとおり太陽光発電設備です。場所は、山田地区内こども園の東側になります。必要書類も整っており、許可相当と調査してまいりました。ご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、必要書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。15番、風間委員。
1	5	15番、風間です。3項の調査報告をします。
		この調査は、関口、飯島両委員さん、推進委員の石田、千ヶ崎委員さんとともに調査してまいりました。
		借受人は、市内若海地区在住、土建業代表の男性です。貸付人は、同所在住、借り受人の親です。申請事由は記載のとおりで、必要な書類もそろい、添付され、許可相当と調査してまいりました。場所は、若海地区のゴルフ場の手前付近となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。13番、横瀬委員。
1	3	13番、横瀬です。第4項の調査報告をします。
		この案件につきましても、茂木委員、小澤推進委員とともに調査してまいりました。
		申請人は、行方市山田に住む26歳の農業の男性です。渡人は、行方市山田在住の58歳の男性、2人の関係は親子です。申請事由は、記載のとおり自己資金による自己用住宅の新築です。権利の移転は使用貸借です。昨年、農業振興地区を変更したところ。結婚を機に手狭になり、新築に踏み切ったようです。必要書類もそろっており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、必要書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

		発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議 1 6	長 番	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。 16番、小沼です。5項の調査報告をします。 この調査には、麻生、太田地区の委員4人で調査をしてみました。 譲受人は、東京都八王子、太陽光発電事業法人の65歳の男性の方です。譲渡人は、行方市麻生、65歳の男性の方です。申請事由は、太陽光発電設置、区分は、売買による所有権移転です。譲渡人は、今後耕作する予定もなく、維持管理が難しくなってきたため売却すること、場所は、麻生高校付近にあります。パネル168枚、99.9キロワット、事業計画書、残高証明書、見積書、隣接所有地の同意書3名も添付しており、関係書類も整い、許可相当と調査をしてみました。皆様のご審議よろしくお願いします。
議	長	調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議 8	長 番	次に、6項の調査委員より調査の報告を求めます。8番、関口委員。 8番、関口です。6項について調査報告をいたします。 この案件は、風間、飯島委員、石田、千ヶ崎推進委員の協力を得て、現地調査を行いました。 譲受人の方は、広島県広島市に在住する会社法人代表取締役の男性です。譲渡人は、市内沖洲在住の60歳、男性です。申請事由は、太陽光発電設備用地で、区分は売買による所有権移転です。譲渡人は、休耕地のまま放置していたことと管理に費用がかかるので手放したいと考えていました。譲受人は、脱炭素新型社会を目指し、再生可能エネルギー電気の普及に貢献する土地を探していたところ、申請地を紹介され、合意に至りました。設備は、モジュール595ワットを156枚、パワーコンディショナー9台を予定しております。現地は、羽生郵便局より国道355号を小美玉市に方面に向かい2キロメートルの左側です。調査の結果、事業計画書、資金計画書、その他の関係書類もそろっており、許可相当と調査をしてみました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、関係書類も添付しており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 5 番	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。15番、風間委員。 15番、風間です。7項の調査報告をします。 この調査は、関口、飯島両委員さん、推進委員の石田、千ヶ崎委員さんとともに調査してまいりました。 借受人は、小美玉市在住、32歳の男性です。貸付人は、市内芹沢地区在住、63歳の男性です。2人の関係は親子です。申請事由は、借受人が実家の隣に自己住宅を建築したいための申請となります。必要な書類も添付され、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほど、よろしくお願いします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありますか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議 8	長 番	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。8番、関口委員。 8番、関口です。8項について調査報告をいたします。 この案件は、風間、飯島委員、石田、千ヶ崎推進委員の協力を得て、現地調査を行いました。 賃借人は、潮来市日の出に在住する会社法人の代表取締役の男性です。賃貸人は、市内羽生在住の57歳の男性です。申請事由は、行方発電所新設工事に伴う伐採工事で、市道が狭く大型車両等のUターンさせる旋回場所がないので、土地所有者に相談したところ、賃貸借契約により承諾されたものです。敷地は2,379平米のうち1,536平米で、区分は賃借権による一時転用で、期間は許可日から1年となっております。設備は、大型車両旋回の鉄板下敷き175枚を敷く予定です。申請地は、羽生郵便局より茨城空港に向かう500メートル先の左側です。調査の結果、事業計画書、資金計画書もそろっており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、事業計画書、資金計画書、関係書類も整っており、許可相当ということでした。質疑はありますか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
議	長	(議案第35号) 議案第35号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願

事務局	ます。 議案第35号 現況証明願について、下記のとおり証明願があったので提案する。 令和7年6月25日提出、行方市農業委員長 椎名勇。 案件につきましては、第2項までとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議長	1項ごとに審議いたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。13番、横瀬委員。
13番	13番、横瀬です。第1項について御説明いたします。 この案件につきましても、茂木、小澤推進委員とともに調査してまいりました。 申請人は、68歳、潮来に在住する無職の女性です。申請事由は、非農地証明の交付になります。場所は、山田地区の鉄工所先、中学校に向かう道路との丁字路の手前の右側になります。20年以上前から山林のしているとなっておりますが、実際にも山林化しており、再生不可能と考えて調査してまいりました。非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。
議長	調査の結果は、20年以上耕作しておらず、山林化しているということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全員	異議なし。（全員一致）
議長	異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定いたします。
議長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。
16番	16番、小沼です。2項の調査報告をします。 この調査には、麻生、太田地区の委員4人で調査をしてまいりました。 申請人は、行方市麻生、80代の女性の方です。願出要旨は、地目変更の登記ため、区分は、非農地証明です。現地を確認してまいりましたが、約60年以上前から宅地化しており、再生するのも困難な状況です。場所は、新田地区の工場の隣にあります。証明願の発行に何ら問題ないと調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしく願いします。
議長	調査の結果は、60年以上前から宅地となっているということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全員	異議なし。（全員一致）
議長	異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定いたします。
議長	（議案第36号） 議案第36号 行方市農業振興地域整備計画変更に係る意見決定についての件を議

事務局	題といたします。事務局より説明願います。 議案第36号 行方市農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について、別紙のとおり意見を求められたので提案する。令和7年6月25日提出、行方市農業委員会 会長 椎名勇。 別紙資料1ナンバー1をご覧くださいと思います。 令和7年6月10日付で行方市長より農業委員会宛てに農業振興地域整備計画変更に係る意見を求められております。今回、5件の申請があり、うち1件、第5項の案件が申請取下げとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議長	1項ごとに審議いたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。19番、高塚委員。
19番	19番、高塚です。1項について調査報告をいたします。 調査員は、木村委員、野原推進委員に同行をお願いいたしました。 申請人は、土浦市在住、36歳、会社員の男性の方です。申請事由は、自己用住宅の建築のためとのこと、申請人は、現在、土浦市内でアパートに住んでおりますが、子供の成長によりアパート暮らしも手狭になったため、自己用住宅の建築を考え、実家に相談したのですが、実家敷地が狭いため、別の場所を探したところ、今回、農用地の除外をする農地を見つけることができ、隣人の同意も得られたそうであります。場所は、手賀地区の特別養護老人ホームの西側付近になります。調査の結果は、農用地除外許可相当と考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	調査の結果は、子供の成長に伴い家が狭くなり、そして新しく建てる場所が見つかり、隣地の同意書ももらえたということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全員	異議なし。（全員一致）
議長	異議なしと認め、1項は農用地区域から除外することに異議ないものと決定いたします。
議長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。14番、本澤委員。
14番	14番、本澤です。2項の調査報告をいたします。 この案件には、近藤委員、小嶋、横田両推進委員さんの協力の下、調査をしてまいりました。 申請者は、小貫在住の建設業の男性です。申請内容は、小貫地内の農地9,593平米のうち1,603平米を農用地区域からの除外です。変更理由として、コンクリート塗りの資材置場として手狭になったため、新たに除外転用し、事業拡大したいということです。過去にも隣地を除外転用しておりました。見たところ過去の計画どおり有効活用しておりました。場所的には、玉造工業高校より北東500メートル

議	長	ルぐらいのところでは。隣地の同意書等、関係書類も整い、農用地区からの除外、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。 調査の結果は、隣地の交渉等もそろっており、可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、2項は農用地区域から除外することに異議ないものと決定いたします。
議 1	長 2 番	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。12番、橋本委員。 12番、橋本です。3項の調査報告をします。 なお、この案件については、一村委員、金田、宮寄両推進委員の協力の下、調査してまいりました。 申請者は、東京都港区にある再生可能エネルギー専門事業所の代表社員の男性です。土地の所有者は、地内青沼在住の無職の男性です。場所は、東小学校から西約800メートルのところにある畑です。面積は1,987平米です。この農地は、近年耕作が行われず遊休農地となっています。当地を太陽光発電施設の敷地として利用することにより、脱炭素化とエネルギー自給率の向上に寄与すると思われます。また、周辺農地、生活環境への影響を及ぼさないと書面に記載されています。このようなことから、農用地区域からの除外は妥当と思われます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、遊休農地、農地の有効利用ということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、3項は農用地区域から除外することに異議ないものと決定いたします。
議 8	長 番	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。8番、関口委員。 8番、関口です。4項について調査報告をいたします。 この案件は、風間、飯島委員、石田、千ヶ崎推進委員の協力を得て、現地調査を行いました。 申出人は、東京渋谷区在住の会社法人代表取締役の男性です。除外の目的は、太陽光発電設備の設置のためです。申出人は、土地所有者がかねてより土地の維持管理に苦慮しており、現在は休耕地となっており、今後土地有効活用をしてもらいたいという意向がありました。譲受人は、新電力事業を推進していきたいとの意向があり、今回、両名が意思が合致したため、今回の申請に至りました。申請地は、羽生郵便局より国道355線を小美玉市に向かい1.2キロ先にあるトーホーランド入

		り口の手前を右折し４００メートル先の地点であります。調査の結果、事業計画書、資金計画書等もそろっており、許可相当と調査をしまいいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、４項は農用地区域から除外することに異議ないものと決定いたしました。
議	長	次に、５項、先ほど説明があったように、取下げになっております。
		（議案第３７号）
議	長	議案第３７号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第３７号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について、下記のとおり意見が求められたので提案する。令和７年６月２５日提出、行方市農業委員長 椎名勇。
		別紙、資料ナンバー２をご覧くださいと思います。
		行方市長より、行方市農業委員長宛てに農用地利用促進計画案に係る意見を求められております。計画案は、令和７年８月１日始期の新規１０件、１６筆、２万５，７６９平米になります。詳細につきましては、次のページの一覧表でご確認いただきたいと思います。以上です。
議	長	説明が終わりました。質疑を求めます。
		発言する者なし。
議	長	それでは、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定については、原案のとおりと決定いたします。
		（議案第３８号）
議	長	議案第３８号 全国農業新聞「普及推進強調月間」における普及推進についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第３８号 全国農業新聞「普及推進強調月間」における普及推進について、下記のとおり推進する。令和７年６月２５日提出、行方市農業委員長 椎名勇。
		資料ナンバー３をご覧くださいと思います。
		令和７年度農業委員会会長会議、事務局長会議におきまして、農業委員及び農地利用最適化推進委員１人当たり毎年１部の新規購読者の確保を図ることとなりまし

		た。普及推進強調月間といたしまして、前期が7月から8月、後期が10月から11月、1人当たり1部以上の普及、購読者の確保をお願いしたいと思います。推進活動によりまして新規購読者がおられましたら、本日お配りしております緑の用紙の申込書にご記入いただいたものを預かっていただき、事務局へ提出していただければと思います。なお、今回の普及促進に関して、エコバックに粗品一式を配布しておりますので、普及推進にご活用いただければと思います。まだ在庫はありますので、追加で普及したいという方につきましては申出いただければと思います。以上です。
議	長	説明が終わりました。質疑を求めます。
		発言する者なし。
議	長	ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、全国農業新聞「普及推進強調月間」における普及推進について、原案のとおりと決定いたします。
		（議案第39号）
議	長	議案第39号 農業者年金加入推進についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第39号 農業者年金加入推進について、下記のとおり推進する。令和7年6月25日提出、行方市農業委員長 椎名勇。
局		資料ナンバー4をご覧くださいと思います。
		令和7年度の農業者年金推進対策といたしまして、茨城県におきまして137名の加入確保を目標としております。県のほうで定めました市町村別農業者年金加入目標ですが、行方市におきましては昨年と同様、加入目標として9名ということで設定されております。認定農業者を中心とした加入推進名簿を作成しましたので、こちらの方々を中心に推進いただければと思います。また、名簿に関係なく積極的な推進のほうもよろしくをお願いしたいと思います。選定に当たっては、若年者、39歳以下の農業者、また女性農業者を中心に選定をお願いしたいと思います。選定する人数は各委員2名程度を挙げていただきまして推進をお願いしたいと思います。全ての委員さんが推進することによって年間70名に年金制度を周知することができますので、ご協力をお願いしたいと思います。加入推進強化月間としまして、前期は9月から10月、後期が1月から3月に設定しております。できるだけ前期の上半期で2名の推進をお願いしまして、後期につきましては加入の意思確認ということでお願いしたいと思います。加入推進活動を行いましたら、こちらに添付した行動報告書に経過を記載していただいて、随時事務局へ報告していただければと思います。以上です。
議	長	説明が終わりました。質疑を求めます。本澤委員。
1	4	番 本澤です。

事務局	これ加入推進体制の整備ということで、農業委員、推進委員さん、事務局とJA職員とあるけれども、JAの職員も一緒にこれは回ってくれるのか。
議長	こちら、JAの職員と回るところでもあります、JAはJAで別に回っておると思いますのでこちらで対応する方向でお願いします。JAは別ということでお願いしたいと思います。
議長 全員 議長	ほかにございませんか。 発言する者なし。 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、農業者年金加入推進については、原案のとおりと決定いたします。
議長 事務局	（議案第40号） 次に、議案第40号 農地パトロールについての件を議題といたします。事務局より説明願います。 議案第40号 農地パトロールについて、下記のとおり提案する。令和7年6月25日提出、行方市農業委員会 椎名勇。 別紙のとおりということで、資料ナンバー5でございますが、タブレットの総会資料というフォルダの中に資料5ということで、2025年第1回農地パトロール編成表というのがございますので、ご覧いただきたいと思います。 農地パトロールについてですが、実施区域につきましては市内全域ということで行っています。麻生、北浦、玉造地区、全地区に分かれまして、実施をしていきたいと考えております。今回ですが、昨年までに見つけました再生可能の緑区分それから黄色区分の農地、こちらについて確認をしていただきたいと思います。再生ができない農地につきましては、今回は別途という考えで、今回は緑区分と黄色区分、こちらの農地について現状を確認していただきたいと思います。次に、実施期間でございますけれども、班編成表のほうに示しているところですが、7月9日水曜日から7月22日火曜日にかけまして実施をしていきたいというふうに計画をしております。予備日については7月28日か30日ということで、こちら一斉のパトロールということになります。 今回、班編成につきましては、前回まではコロナ禍の調査体制といいますか班体制ということで、地区を細かく分割しながら少人数でパトロールをしていただいたところですが、農地部会のほうも開催させていただいた中で農地の判定をするにはやはり3人以上、そういったものがありますので、ちょっと皆さんの目で判定をしていきたいというような意見がございましたので、今回コロナ禍以前の前の班編成体制、そういった8班体制、こちらで実施をしていくこととなっております。 また、先ほど現地確認アプリということで研修をしていただいたわけですが、あちらのアプリの中に確認していただきたい農地、こういったものをデータを投入しながら、それを確認していただきたいというような流れで考えております。班編成についてはこのようなことでございますが、パトロールを実施した後ですけ

		れども、緑区分、黄色区分につきましては、所有者の方にこれからの農地の利用、こちらの意向を確認してまいりたいと思います。こちらについては11月から12月頃に郵送で意向のほうを確認する調査を行っていききたいと思います。 また、再生困難な農地についてですけれども、こちらについては別途事務局のほうでここを確認してほしいということで、また時期をずらしてまた見ていただいて非農地の判断をしていくように進めてまいりたいと思いますので、今回については緑区分、黄色区分、また荒れているけれども再生がきくというところの状況を確認していただきたいと思います。説明につきましては以上でございます。
議	長	説明が終わりました。質疑を求めます。
		発言する者なし。
議	長	それでは、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、農地パトロールについては、原案のとおりと決定いたします。
		（報告第26号）（報告第27号）（報告第28号）（報告第29号） （報告第30号）
議	長	次に、報告案件に入ります。報告第26号 制限除外の移動届の受理について、報告第27号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について、報告第28号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第30号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について、一括して事務局より説明願います。
事	務	報告第26号 制限除外の移動届の受理について、下記のとおり報告する。令和7年6月25日提出、行方市農業委員会 長 椎名勇。
局		第1項のみです。
		電線接続変更工事に伴う工事用地のための一時使用となります。
		続きまして、報告第27号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について、下記のとおり報告する。令和7年6月25日提出、行方市農業委員会 長 椎名勇。
		農地中間管理機構の特例事業のように資するため所有権の移動があった一覧になります。ご確認ください。
		続きまして、報告第28号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、下記のとおり報告する。令和7年6月25日提出、行方市農業委員会 長 椎名勇。
		こちらは相続により所有権を取得された方の届出7件の一覧になりますので、ご確認ください。
		続きまして、報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、下記のとおり報告する。令和7年6月25日提出、行方市農業委員会 長 椎名勇。

議
全
議

長
員
長

こちらは合意解約により賃借権を解約した通知があった２件の一覧になりますので、ご確認ください。

続きまして、報告第３０ 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、下記のとおり報告する。令和７年６月２５日提出、行方市農業委員会長 椎名 勇。

こちらは先月に提出いただきました活動記録簿を集計したのになります。こちらでもご確認いただければと思います。以上です。

報告案件について質疑を求めます。ご異議ございませんか。

異議なし。（全員一致）

異議なしと認めます。

（閉会宣告） 午後４時１０分

議

長

これにて、本総会に付議された案件の審議は全て終了しました。よって、第６回総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。